

平成27年度 公立高島病院医療事故の公表について

公立高島病院長

公立高島病院医療事故公表基準(平成 20 年 1 月より運用)に基づく、平成 27 年度に発生した公表すべき医療事故は次のとおりです。

1. 一括公表

区分	件数	代表的事例	改善策
レベル3	2件	前日の採血にも苦勞した患者。翌日 CT 造影にて左前腕(正中肘部)に血管確保し、注入直前にも逆流を確認し観察しながら注入した。しかし、造影剤使用画像でないことがわかり、前腕の腫脹と痺れあり、レントゲン施行し、ほぼ全量が血管外へ漏出した事例。	同様の事故を予防するのは、 ①留置針の血管確保が確実にこなわれていることが必須であり、留置後の滴下を確認する。 ②滴下に不安がある場合は、生食入りシリンジにてフラッシングし、抵抗の無いことを確認する。

2. 個別公表

レベル 4、レベル 5 について、該当事例はありません。

【 備 考 】

※患者様への影響の大きさに応じて、医療事故のレベルを以下の通り分類する。

区 分	内 容
レベル3	事故で治療が必要となり、治癒又は何らかの障害が残る事例
レベル4	事故で深刻な病状の悪化をもたらし、高度の障害が残る事例
レベル5	事故により死亡した事例

※原則、以下の基準にて公表する。

- 1) レベル 3 に相当する医療事故は、一括的に公表する。
- 2) レベル 4～5 に相当する医療事故は、原則として個別に公表する。